

4. 部活動に係る活動方針

1 目標

- (1) 部活動は学校教育の一環として実施する。
- (2) 心身を鍛え、目標をもって最後まで粘り強くやり抜こうとする態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2 重点項目

- (1) 挨拶・礼儀・マナーなど学校生活及び社会生活に生かせる生活習慣や態度・マナー(先輩、後輩の適切な関係など)を身に付けさせる。
- (2) 生徒の目標に沿った活動計画を作成し、その達成に努める。
- (3) 各種大会への参加を通して、自分たちの力を試したり、相手から学んだりし、目標をもって粘り強くやり抜こうとする生徒を育成する。

3 本年度の部活動

(1) 設置する部活動

陸上競技(男女)・軟式野球(男女)・バスケットボール(男女)・バレーボール(女)・卓球(男女)・ソフトテニス(男女)・剣道(男女)・クロスカントリースキー(男女*冬期間のみ)・吹奏楽(男女)

(2) 活動時間及び日数について

- ①活動時間 学期中 → 平日2時間程度 週休日等3時間程度(練習試合や大会等を除く)
長期休業中 → 平日・週休日等3時間程度(練習試合や大会等を除く)
新人大会後 → 後期時程となり活動時間が短縮(17:30 完退)

- ②休養日 週当たり2日以上の休養日(平日1日以上、週休日等1日以上)を設けることを原則とし、年間100日以上、週休日等に50日以上の休養日を設定する。
なお、平日は原則として水曜日を一斉休養日とする。

各部の顧問は、年度始めに「部活動年間活動計画」を作成し、生徒および保護者へ周知する。実績報告を6月・9月・12月・3月に部活動主任へ提出する。

(3) 活動場所について

①敷地内での主な活動場所

部活動名	主な活動場所	荒天時	部活動集会場所
陸上競技	グラウンド	2階廊下	
軟式野球	グラウンド	屋内運動場	
バスケットボール	体育館	体育館	
バレーボール	体育館	体育館	
卓球	体育館	体育館	
ソフトテニス	テニスコート	3階廊下、屋内運動場	
剣道	武道場	武道場	
吹奏楽	音楽室	音楽室	
クロスカントリースキー	吉田クロカンコース	吉田クロカンコース	

②体育館の割り当て

- ・平日は、部活動主任が割り当てを示す。
- ・休日は、使用する部活動が話し合いのもとに使用割り当てを決定する。
- ・冬季（12月から3月）の平日は、冬季の活動場所割り当てを部活動主任が示す（武道場半面、屋内練習場もローテーションに含める）。
- ・冬季の火曜日は、南中サーキットを実施する。（体育館はソフトテニス部の割り当てとする）
- ・冬季の休日は、①午前、②午後、③昼間とし、③を屋外の部が使えるようにする。

（4）大会参加について

部活動として参加する大会は、以下の点に該当するものとする。

- ①県中体連が主催、共催、後援の大会とする。
- ②①以外の大会については、校長が許可した場合のみ参加を認める（ただし、生徒の健康面・学習面には十分配慮する）。

（5）その他

- ・定期テスト1週間前（土日含む）は部活動を行わない。朝の練習も放課後の活動に準ずる。施設内での自主練習も認めない。
- ・原則として、年末年始などの学校閉庁日は部活動を行わない。
- ・平日の休養日の変更は、その週の中で補う。週休日等の休養日の変更は、その月を含め3か月以内に補う。
- ・朝練習は休養日を除き、希望制で実施することができる。ただし、顧問が現場指導するものとし、7:30～8:00を活動時間とする。
- ・中体連・吹奏楽連盟主催の大会やコンクール、それに準ずる大会やコンクール（新人戦、ジュニアオリンピック）の2週間前から時間延長などの特別練習を認める場合がある。時間延長等の特別練習をする場合は、「部活動等特別練習許可願い」を教頭に提出し、校長の許可を得る。また、保護者向け文書を出す。（要注意：帰宅方法についての保護者確認）
- ・休日の部活動の有無については、顧問が部活動黒板に掲示する。
- ・大会や練習試合及び合宿等の場合には、引率計画を教頭に一部提出する。
- ・中越各種大会と新人大会については部活動担当が輸送計画を集約する。

4 部活動運営について

（1）体罰等の禁止

部活動顧問等の指導者が、部活動での指導で体罰等を正当化することは、いかなる理由があっても許されない。体罰等は決して許されないものであるという認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

（2）保護者の理解と協力

部活動運営上、保護者の理解と協力は欠かせない。顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

（3）自主的な態度の育成

生徒の目標に沿った活動計画を作成し、その達成に努める。指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、その目的や意図を生徒と共有する。

5 入退部について

（1）入部は希望制とする。

（2）入部の際は「部活動入部届」を本人及び保護者の意思を確認し、提出する。（各部顧問保存）

（3）2・3年生は年度始めに「部活動継続届」を本人及び保護者の意思を確認し、提出する。（各部顧問保存）

（4）退部の際は顧問との話し合いを行い「部活動退部届」を部活動担当に提出する。（学校保存）

年度途中の転入部の際は、本人及び保護者との連絡相談をしっかりと行うとともに、現顧問・学級担任・新顧問との連携を密にすること。

6 対外試合への参加経費について

- (1) 「中体連」「吹奏楽連盟」主催の大会・コンクールの参加に伴う「参加料」「交通費」「宿泊費」については、全額学校負担とする。
- (2) その他の冠大会については、参加料のみ学校負担とする。(※上限を10回とする。)
- (3) 地域クラブで大会に参加する場合の経費については、学校は負担しない。
- (4) 強化合宿については、下記の条件を満たした場合のみ負担する。
 - ア) 「中体連」の主催・共催であるもの
 - イ) 学校長宛に派遣依頼（要請を含む）があるもの
 - ウ) 県以上のもの※ただし、該当年度の予算で賄いきれない場合は協議する。
- (5) 支出申請書は下記のように取り扱う
 - ア) 顧問は部活動担当に提出する。
 - イ) 部活動担当は点検・押印後、教頭に提出する。
 - ウ) 教頭から顧問へ経費を支出する。
 - エ) 顧問は、支出申請書の裏に領収書を貼り、経費の領収印を押し、大会終了後一週間以内に教頭へ提出する。

7 活動における注意事項

- (1) 練習試合や大会での交通手段はなるべく公共のものを利用する。
- (2) 自転車を使用する生徒は、所定の届を出す。(水沢中・川西中・笹山まで可)
- (3) 放課後の活動については、生徒は荷物を活動場所に持っていく。
- (4) 後片付けと清掃を確実に行わせ、顧問も施錠の責任をもつ(生徒の帰りを見送るまで)。休日の施錠について、顧問は特に注意して行う。
- (5) 生徒が負傷した場合は、速やかに養護教諭・学校長・保護者に連絡し、適切な処置を行う。(速報を教頭へ連絡する。)
- (6) 朝練の実施については、顧問が先に出勤し、現場指導をすること。用具置き場などの鍵の開放について他の教師が対応しなければならないようなことは避ける。
- (7) 地域クラブ、水泳、体操、柔道、相撲、サッカー等の社会体育及び塾や習い事で活動している生徒についてはその活動を保障する。昨年度から十日町市で施行されている陸上競技、バスケットボール、ソフトテニスについて、地域クラブでの活動は保障するが、中体連大会参加は学校単位となるので、大会参加希望者は必ず入部する。また今年度から軟式野球も施行されるが、学校で大会に参加したい場合は必ず入部する。
- (8) 長期休業中には活動で使用した場所及びその他校舎内を分担して清掃する。

8 部活動正式入部までの日程

○部活動見学期間について

- ※見学時間は、原則 17:00 までとする。
- ※放送委員は、16:50 に一年生の下校を促す放送を入れる。
- ※この間は、体験活動禁止とする。なるべく多くの部活動を見学できるようにする。

○部活動仮入部について

- ※仮入部の時間は、17:30 までとする。
- ※放送委員は、17:20 に一年生の下校を促す放送を入れる。
- ※仮入部する場合は、顧問と部長に許可を得てから参加する。
- ※仮入部期間の土日の参加は禁止とする。